



発行
諫早市農業委員会

編集
諫早市農業委員会事務局
諫早市東小路町7番1号
電話 0957-22-1500 (代表)



諫早市多良見町伊木力地区(みかん)



新年のご挨拶

諫早市農業委員会
会長 山開博俊

新年あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から農業委員会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことにより、以前のような経済活動が戻りつつあります。しかしながら、農業を取り巻く情勢は、資材価格等の高騰、少子高齢化による担い手不足、遊休農地の増加など、依然として厳しい状況にあります。引き続き農地利用の最適化の推進に取り組んでいきたいと思っております。

国は、農業の成長産業化や所得の増大を進めるため、生産基盤である農地について、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため、令和七年三月までに「地域計画」を策定するよう法改正を行いました。それに伴いまして、農業委員会では農地一筆ごとの利用の意向を示した「目標地図の素案」の作成を担うことになっておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本年も皆様方のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます、新年のご挨拶いたします。

「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の提出

令和5年10月27日(金)に、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を市長に提出しました。

この意見書は、農業委員と農地利用最適化推進委員が日頃の活動を行うなかで、農家からの意見や要望を取りまとめたものです。その内容については下記のとおりです。

◎担い手への農地利用の集積・集約化の推進

- *市が策定する「地域計画」における「目標地図」の素案作りのための十分な活動支援を要望。
- *基盤整備事業の推進や担い手農家が必要な機械の充実を図るための支援を要望。
- *干拓地等の水田地域における排水対策事業の継続・拡充を要望。

◎耕作放棄地の発生防止と解消に関する施策の推進

- *中山間地に多く点在する小規模及び不整形地や傾斜地など条件不利地に対する農地耕作条件改善事業等の積極的な活用を要望。
- *農地中間管理機構による遊休農地解消緊急対策事業の活用や多面的機能支払い交付金制度の充実が図られるよう要望。
- *中小規模家族経営農家の育成支援への取り組みを求めるよう要望。

◎新規参入等に関する施策の推進

- *新規就農者は初期投資の負担が多くなることから、資金援助の拡充や研修等による技術取得の支援を要望。
- *親元就農者や小規模就農希望者が新規参入しやすい助成制度の構築や技術研修などのサポート体制など、安定した農業経営が行えるよう地域でも支える取組の推進を要望。



山開会長から大久保市長へ意見書を提出

◎有害鳥獣等の対策

- *メッシュ柵や電気柵の設置に対する補助については、利用者数の要件があるため、個別に利用が可能となるように要件の緩和を要望。
- *干陸地などでイノシシが繁殖し増加しているため、干陸地の管理者である国や県へ、定期的に雑木を刈り取るよう働きかけを要望。

◎農業経営の安定化に対する支援

- *ロシアによるウクライナ侵攻などの影響によって、燃料や肥料、飼料等の価格高騰が続き、農業経営を圧迫しており、国や市においても支援策が講じられているが、厳しい状況が続くと思われるため、年次的な物価高騰対策の継続と拡充を要望。
- *担い手だけで農業生産を維持することが難しくなっているため、外国人材を含め多様な人材の活用による労働力を確保するための支援や、人件費(賃金)に対する支援を国・県に対して働きかけるよう要望。

農地の貸借契約は、農業委員会を通して行いましょう！

法律に基づく手続きをしていない農地の貸借は、公に効力がなく、権利や義務を主張できないことがあります。

思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。トラブルを避けるためにも、農地の貸借は、必ず農業委員会または農地中間管理機構を通して行いましょう！

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

法務省・法務局の名称を不正に使用した勧誘や架空請求などにご注意ください



詳しくは、こちらの法務省ホームページをご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツメ」

2023年5月版



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

ご存じですか? 「地域計画」

農業者の高齢化や後継者不足により、地域の農地を農地として維持することが難しくなっています。

将来にわたって地域の農業と農地を残していくためには、①誰が耕作を担うのか、②耕作を担う人が経営しやすい環境をどう整えるか 一を考えなければなりません。

このことを地域が一体になって考えていくのが、地域計画の策定の取り組みです。地域計画は令和7年3月までに策定します。

地域計画とは?

- 10年後、地域の農業をどうしていきたいか、「いつ」、「誰が」、「どの農地を」担っていくのかを話し合って決める計画です。
- この話し合いの結果を地図に落としこんだものが「目標地図」です。

地域で農業を営むみなさんが主役となる計画です。
市町村が開催する話し合いへの参加や意向調査に是非ご協力ください!



総会開催予定日等のお知らせ!

農業委員会総会の開催は毎月末です。
(総会は傍聴することができます。)

- ◎農地の売買・賃借・転用の許可申請の受付締切日は毎月11日~14日です。毎月必ずご確認ください。
- ◎農地に関することは、地元農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へお尋ねください。



		申請締切日	総会予定日
令和5年度	第11回総会	1月12日(金)	1月26日(金)
	第12回総会	2月14日(水)	2月28日(水)
	第13回総会	3月14日(木)	3月28日(木)
令和6年度	第1回総会	4月12日(金)	4月26日(金)
	第2回総会	5月14日(火)	5月28日(火)
	第3回総会	6月14日(金)	6月28日(金)
	第4回総会	7月12日(金)	7月26日(金)
	第5回総会	8月14日(水)	8月28日(水)

		申請締切日	総会予定日
令和6年度	第6回総会	9月13日(金)	9月27日(金)
	第7回総会	10月11日(金)	10月25日(金)
	第8回総会	11月14日(木)	11月28日(木)
	第9回総会	12月12日(木)	12月25日(水)
	第10回総会	1月14日(火)	1月28日(火)
	第11回総会	2月14日(金)	2月28日(金)
	第12回総会	3月14日(金)	3月28日(金)

※総会の開催日は、都合により変更となる場合もあります。

農 業 者 年 金

農業者年金の 3 つのメリット

メリット1

女性に優しい

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりサポートします！
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- **家族経営協定で保険料の国庫補助も**

加入前

夫のみ加入の場合



加入後

夫婦で加入の場合



メリット2

若年層には手厚い政策支援 (保険料補助)

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます。

加入前



加入後



メリット3

税制面で大きな優遇

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります

加入前



加入後



ご注意ください

経営移譲年金・特例付加年金を受給されている方へ

農業者年金のうち「経営移譲年金(旧制度)」「特例付加年金(新制度)」は、どちらも後継者への農業経営を移譲・継承したことで受給できる年金です。

この2種類の年金受給者が、**本人名義で農業所得にかかる申告をした場合**、農業経営を再開したとみなされ、当該年金の**支給停止**、あるいは**返還が生じる**こととなります。くれぐれもご注意ください。また、**受給者本人の農業共済加入、経営所得安定対策等交付金の申請も同様**です。

購読のおすすめ!!



月4回金曜日発行 購読料月700円(消費税込)
最新の農業・農政の情報がわかりやすくまとめられていて、読みやすい農業の専門誌です。

購読の申込みは、農業委員会へお気軽にご連絡ください。